

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件(平成二十二年金融庁告示第百三十二号)

改正案	現行
<p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法(以下「法」という。)第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面(前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。)には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率(連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。)に関する開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会社グループにおける第一号の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(事業年度の記載事項)</p> <p>第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法(以下「法」という。)第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面(前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならぬ書面に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という。)には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率(連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。)に関する開示事項を記載するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会社グループにおける第一号の額を直前に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p>

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ デリバティブ取引等（連結自己資本規制比率告示第四十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

ニ オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャー

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ 資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。）

ニ オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

<p>の額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ 金融機関等からの預金及び借入金^{の額並びに}コミットメントの未引出額</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額</p> <p>イ 金融機関等からの預金及びコミットメントの未引出額</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>四〇十二 (略)</p> <p>六・七 (略)</p>
--	---